

4

共有、参加、協働による景観づくり

1. 市民が育む景観づくり

1) 景観づくりを知る

良好な景観づくりを推進するためには、市民が景観に関する知識を得て、家庭や地域など、身近な所からの景観づくりに取り組むことが大切です。そのため、景観に関するフォーラムやシンポジウムの開催やまち歩きの実施、良好な景観づくりに寄与している建築物や活動に対する表彰制度を設けるなど、景観づくりを知る機会の創出を図ります。

また、建築物の新築や増改築などの際のヒントとなるガイドラインを作成・公表するなどにより、より好ましい景観づくりを支援します。

■ 取り組みの例

- ・ フォーラムやシンポジウムの開催
- ・ パンフレットやガイドラインの作成・活用
- ・ 優れたものを表彰する制度等の創設

2) 景観づくりを学ぶ

地域の誇りと愛着が持てるまちをつくり、育て、次の世代に継承するためには、子どもの頃から地域やまちの景観に対する関心を持ち、意識を高めることが大切です。このため、現在まで実施してきた小学校の景観学習の実施や体験農園の実践を継続し、発展させるとともに、中高校生が観光やイベントを通じて、来訪者に地域・郷土を紹介し、交流する機会を設けるなど、幅広い世代が学ぶ機会を持てるようにします。

■ 取り組みの例

- ・ 小中学校の景観学習、体験学習等の実施
- ・ 来訪者との交流機会の創出
- ・ まち歩きなど、景観を体感する機会の創出



まち歩きの開催



景観シンポジウムの開催



景観学習のまとめ(子ども景観探偵団(黒石東小学校))

3) 景観づくりに取り組む

市民が主体となって景観づくりに参加することは、地域の誇りや愛着を育み、住み続けたい意識を高めることとつながります。そのため、これまで実践されてきた浅瀬石川の清掃活動等の取り組みを継続し、発展させるとともに、「くろいし景観資産」等の重要な資産等を地域や関係団体が主体的に維持・管理し、活用できる体制の構築や制度の活用を図ります。

また、地域ごとの景観づくりの取り組みを促進するため、小さな単位で始められる協定制度の活用等の創設を検討します。

■ 取り組みの例

- ・ 河川や地域での清掃活動等の促進
- ・ 重要な施設の維持・管理体制の構築
- ・ 身近な景観づくり協定制度等の創設の検討

2. くろいし景観資産による景観づくり

1)くろいし景観資産の考え方

①基本的な考え方

本市は、豊かな自然の恵みによって育まれた田園風景、雪国の暮らしの知恵と工夫から育まれてきた集落やまち並み、祭礼や伝統行事などの数多くの歴史的・文化的な資源に恵まれています。また、変化に富んだ四季は、多様な資源に彩りを添えています。

これらの地域の景観資産の価値を再発見し、持ち寄り、認め合うことで、地域固有の資源や大切にしたい日常の景観などを新たに掘り起こし、景観をきっかけとしたまちづくり活動へつなげていくことを目指し、「くろいし景観資産」指定制度を創設します。

これらを積み重ねていくことにより、資源の価値や魅力を高める景観づくりを市民、事業者、行政が協働で進めていきます。また、これら資源のネットワーク化するなどにより、観光や交流活動との連携を図ります。

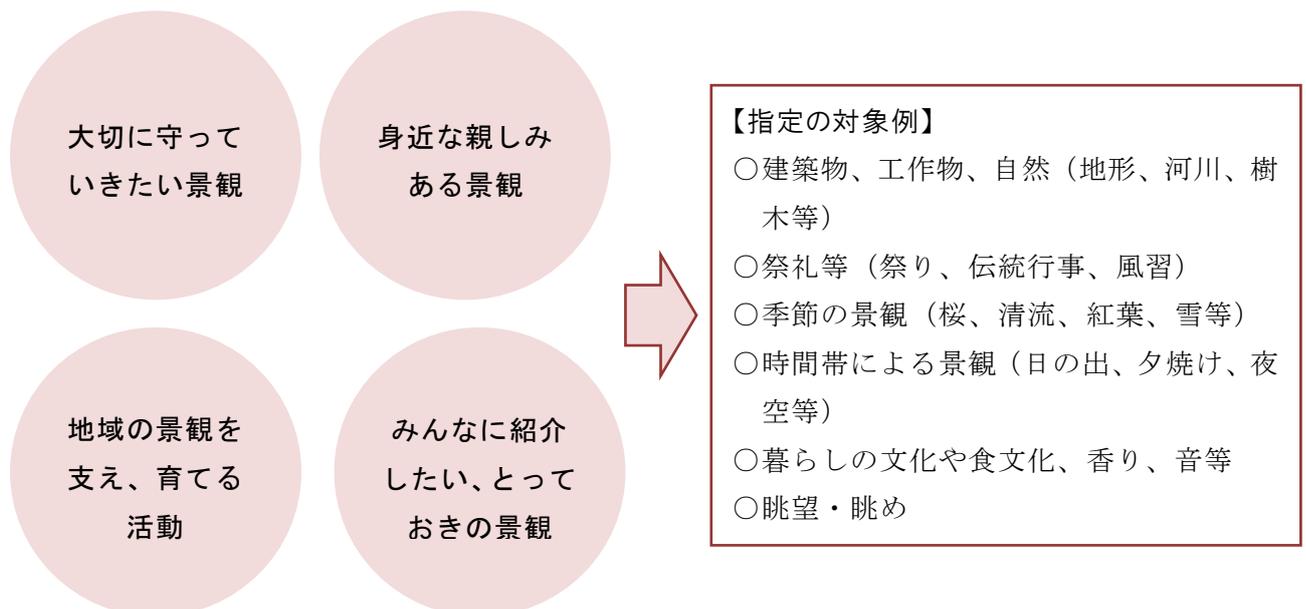
■くろいし景観資産とは

- 地域の人々が育み親しんできたもの、大切に守り伝えられてきたもの、そして、これから大切にし、次の世代にも伝えていきたいもののことです。
- そして、これらを守り、創り、育てる活動も、黒石の景観づくりのうえで大切な財産と捉え、指定の対象としていきます。

②指定の対象

景観を構成する建築物、工作物、自然（地形、河川、樹木等）など有形のもの、又はこれら要素と一体となり、より魅力を引き立てる要素も対象とします。

【くろいし景観資産の例】



2)くろいし景観資産の保全・活用の進め方

①くろいし景観資産の指定

○景観資産の候補の収集・リストアップ

まず、文化財に指定されているものや、くろいし魅力100選や巨木調査といった既往調査等を活用し、景観資産の候補をリストアップし、景観資産調査の実施や市内外からの公募等により、候補を充実させていきます。

○「くろいし景観資産（案）」の指定

次に、景観資産の候補としてリストアップしたものうち、第三者機関等や市民の意見をふまえ、黒石の景観資産としてふさわしいものを「くろいし景観資産」として指定します。指定した景観資産は、「景観資産リスト」として景観計画に位置づけるとともに、「くろいし景観資産マップ」として地図化して市民に配付するなど、周知と共有化を図ります。また、くろいし景観資産は、順次追加しながら更新していきます。

②くろいし景観資産の保全・活用

○景観資産の周辺を整える

くろいし景観資産の周辺で建築行為等が行われる際には、景観資産との調和に配慮してもらうなど、地域の景観の核として引き立つよう、周辺を整えていくことが重要となります。また、景観資産を中心とした地区の景観づくりを重点的に進めるため、景観づくり推進地区に指定することも考えられます。

○周辺の建築行為等の際にくろいし景観資産への配慮を求める

○くろいし景観資産を含む地区を景観づくり推進地区等に指定する

○景観資産を活用する

くろいし景観資産は、日常生活に根付いたものとして大切に守り育ていけるよう、積極的に活用していきます。

○地域文化の学習教材として活用する

○景観資産としての認定証の交付、プレートやサイン・案内板を設置する

○まち歩きルートを作成や散策路の整備など、景観資産をネットワークする

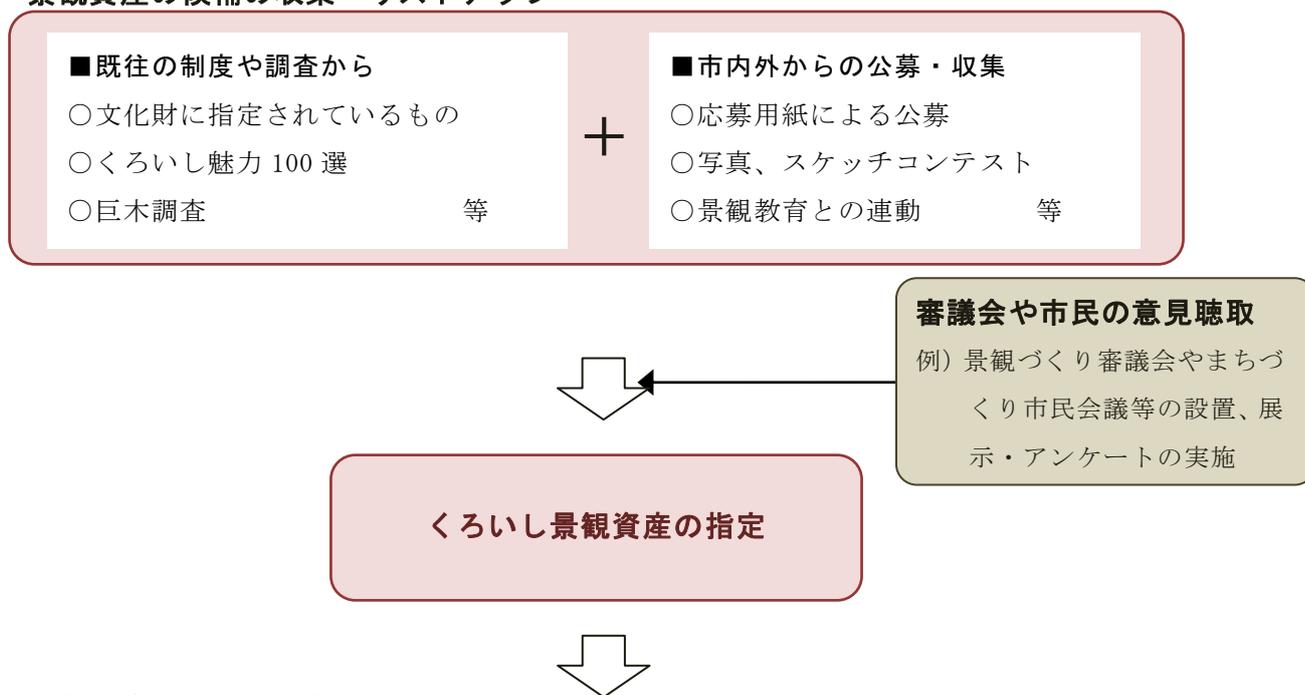
○活動する団体や市民相互の情報交換や交流の場を設ける

3)くろいし景観資産の指定の進め方

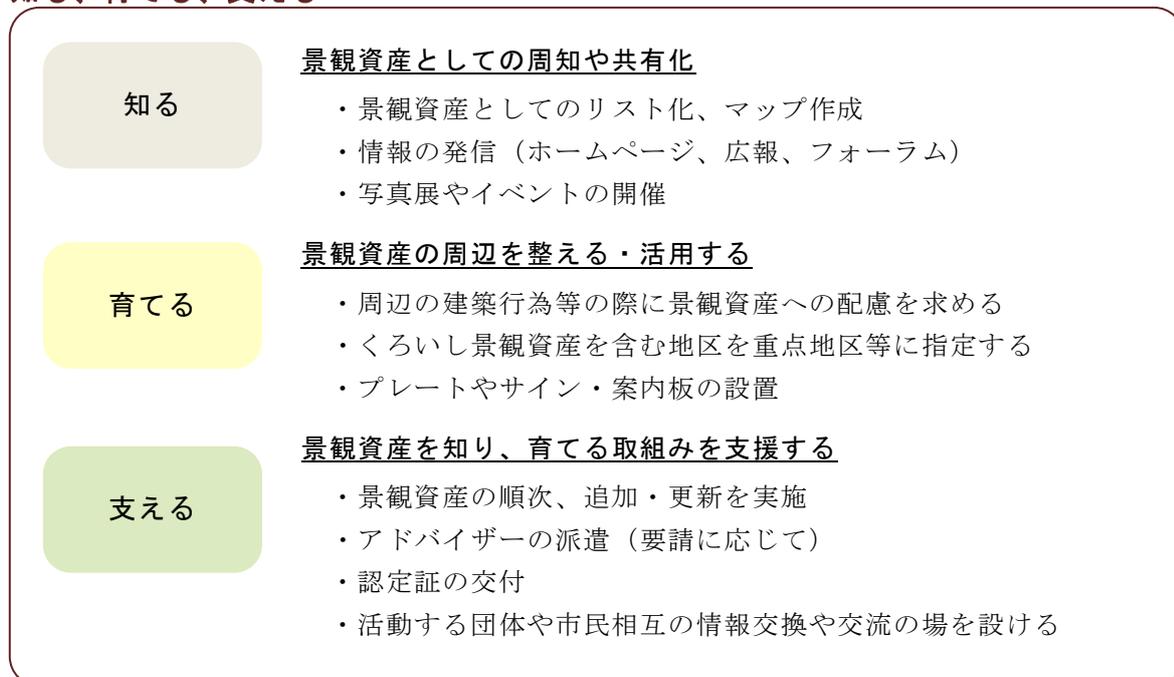
くろいし景観資産は、その候補をリストアップし、景観づくり審議会や市民の意見聴取を行いながら指定を進めます。

図 くろいし景観資産の指定フロー

景観資産の候補の収集・リストアップ



知る、育てる、支える



3. 景観づくり推進地区での景観づくり

1) 景観づくり推進地区の基本的考え方

本市は、景観づくりの方針に示された拠点等の商業・業務機能や歴史的資産の集積が見られ、賑わいの再生や観光・交流の取り組みが期待されています。また、くろいし景観資産の活用により、景観づくりを通りや地区・界限などにおいて展開することも期待されます。

このため、市民、事業者、行政が協働し、事業の実施や市民等の景観づくり活動、建築物の規制・誘導等による景観づくりを推進する地区を「景観づくり推進地区」に指定します。

2) 景観づくり推進地区の指定候補

景観づくり推進地区は、次に示すような地区で指定を進めます。

表 景観づくり推進地区の対象地区の例

地区の性格等	対象地区の例
拠点となる地区	・ 本計画で位置づけられている中心市街地（まちなか）や黒石温泉郷の拠点的な地区
くろいし景観資産が集積している地区	・ 建造物や樹木などのくろいし景観資産が一定程度集積しており、景観づくりを推進する必要がある地区（まちなか等） ・ 観光や交流などの取り組みが進められており、景観づくりを推進することで、さらなる活力の向上等が期待される地区（中野もみじ山と集落、津軽伝承工芸館周辺の地区等） ・ 岩木山や八甲田山への重要な（シンボリックな）眺望を有する地区（東公園や浅瀬石川の河川沿いや千歳橋、浅瀬石橋付近等）
良好な景観づくりが期待される地区	・ 面的整備が実施され、良好な景観づくりが期待される地区（弘南鉄道黒石駅周辺、ちとせ団地地区、北地区工業団地等） ・ 地域の資源や特性を活かし、良好な景観づくりに取り組む意欲のある地区（既成市街地、集落地等）

3) 景観づくり推進地区での景観づくりの方策

景観づくり推進地区では、景観づくりにかかる各種事業の実施、市民やまちづくり関連団体による景観づくり活動等を推進するほか、本計画と整合を図りながら、建築物等の景観づくり基準を定め、建築物等の規制・誘導を行います。また、所有者や管理者の同意を得ながら、くろいし景観資産や景観重要建造物等の指定を進めます。さらに、必要に応じて、地区計画や協定制度（建築協定、緑地協定、景観協定等）の制度等の活用も検討します。なお、本地区の指定は、黒石市のほか、地域の住民やまちづくり団体等による発意により行います。

4) 景観づくり推進地区の指定方法

景観づくり推進地区は、地域の住民や町内会や商店街等の団体等又は黒石市による発意により、地域の住民などによる景観計画の検討を進め、黒石市景観づくり審議会や黒石市都市計画審議会での意見を聴きながら指定を行います。

景観づくり推進地区の指定の基本フローを次のとおり示します。

図 景観づくり推進地区指定の基本フロー

